発行所=社会通信社 発行人=滝野

长一4%一六 http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/ e-mail: shakaitsuushin@nifty.com 郵便振替 = 東京都渋谷区本町六丁目二八一二一九〇四 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金=中央労金本店No.1154163 電話·FAX(03)3299-5367

旬刊 社会通信

N 0 . 1301 二〇一九年十二月一日号

へもくじ〉

■巻頭言■

学習会をつ ぼくたちの学習会『共産党宣言』-くろうよ

> 蓑輪 泰臣:2

福島原発の汚染水と小泉環境相

5

原

野

人:3

ー連合方針についてー労使協調、そして新しい産業報国会へ

滝 忠

混迷の度を深める「普遍主義」(二)

佐 Þ 木

憲法第二十五条と資本家の基本的人権

日弁連は 「普遍主義者」か?

読者か 5 0) おたより

. 13

(毎月一日・一五日二回発行)二〇一九年十二月一日発行

学習会をつくろうよ

- ぼくたちの学習会『共産党宣言』

概念もかんたんではありませんから、予習は絶対必要です。 48頁5行目から50頁の3行目までの2頁。 古今東西 八産党宣 の歴史がぎっしりと圧縮され詰まっています。 議論が始まります。『宣言』は小さな本、というよりパンフレットです 言』(岩波文庫) の学習会は楽しく愉快にすすんでいます。 まず読み合わせ、報告者がレポー 用語、 一つ一つの言葉 今日 の学習 1 をつ \mathcal{O}

明に説明しています。 寄りたちが労働者とされ、 ていますが、 化を複雑にわかりずらく、 この2頁の流れは、 単純にすれば機械化ですよねーでの労働の単純化で、婦人、 生産手段の発展(機械化・近代化)の過程―近頃の 労働者をごまかすためにITだAIだIOTだのと使わ 彼らが労働力商品としてどのように搾取されて 子ども、 風 いくかを鮮 潮 は

という世界観なんでしょうね。 現代社会の労働者の働かせざまを、正確に綿密に描いています。その秘密は唯物史組とも単調な、もっともたやすく修得できるこつを要求されるだけである」(48頁) と、 者は機械の単なる付属物となり、こういう付属物として、ただもっとも単純な、 らゆる独占的性格を、 は楽になるのか、 うことができるのは、 今の私たちを見てわかるように、労動力を売ることができて、 そうはならない。『宣言』は、「機械装置の拡張や分業によって、 疑う余地もない事実です。 したがってまた、労働者にとってあらゆる魅力を失った。 生産力の発展は労働を軽視し、 はじめて賃金をもら 秘密は唯物史観 もつ 労働

ぼくはJR東海の元運転士、 おのずと明らかになる、 とこう報告しました。 『宣言』のこの思想は、 新幹線の技術 発展から見て

ての仕事ができた。 ので、運転士の知識、 「0系は、二人乗務、 賃金も運転士の手当てには魅力があった。 210キロ運転、 技術力に頼る。運転しているとの思いがあり、誇210キロ運転、コンピューターシステムが追い り付 をか 持な 2 11

が高まった。 0キロ)は、 確なシステム導入により、運転技術も機械に頼る傾向に傾く。 300系はコンピューターシステムの導入により、 必然的に乗務 キロを伸ばすことに成功している。 一人乗務と化し 運転士 速度ア た。 ップ の乗務密度 より正 $\widehat{\frac{2}{7}}$

が発展し、だれにでもできる仕事となった。 N700系は、 さらに速度アップで285キ 口 ょ ŋ コ ンピ ユ タ シ ス テ

異常な労務管理に使われるようになっ てきた。より精密に運転士の乗務記録を把握することができ、 システムの近代化は、 プロ意識をなくしていった。 ICカードのように、 てきた。女性運転士も増えて 機械が運転士を管理するように この V き、 活用によ 機 n な

本数を数倍に増やすことに成功した。 スピードアップと、 高性能の近代システムは、新幹線の そのことは 順に、 運転士 1への15秒範 15 秒 範 開を りの

強要することとなってきた。 精神的疲労度、肉体的疲労度が増してきた。

運転士が車掌を兼ねる作業形態が導入されてきた。」 | 掌端末 の近代化は、長年の経験を必要としなくなってきた。 そのことにより、

島 原 汚 水

子力推 実が分ってくるほどに放出には反対の声が強まるのは当然である。 して海洋放出するようにと号令をかけている。 進委員会であり、 0 敷地狭しと増え続ける汚染水を、 独占資本のための国家機関であることを露わにして ここでも規制委員会なるも 原子力規制委員会の更田委員長 11 る のが

ようとも絶対量は不変である。 込まれた諸君である。希釈して海洋放出すれば済むなどとするのは、 ことを懸念する人が多い。 ウムは無害物質であるとする。 水とトリチウムの絶対量の多さを隠すも タ線を内部照射するので、 になっているので、人体のあらゆるところに出入りし、 彼等や東電はこれを汚染水ではなく、処理水とよばせる。 これを何の心配もないとするのは、原子力マフィ 生物学者や医学者の中には、 しかしトリチウム(三重水素)は水素と同 \mathcal{O} であ る。 しかも放出する前 各臓器の細胞やD がんや異常児の 含まれる高 福島第一の に 発生が増える V じ性質 Ν カコ Α アに取り ル 1 で水水 汚 ベ IJ

るタンクが多い。 かねてから指摘してきたように、この汚染水には他 これらを除去すべきことは言うまでもな 東電自身もストロンチウム9 V 1 0 やヨー の放射性物質が · 素 1 29等 Þ \mathcal{O} 相当に残 残存を認め 0 7 7 11

な遮水はできないと我々が指摘していたのに、東電は「凍土壁」づくりで時間と金 よって初め 納容器地下に侵入することを止めるために、完全な遮水壁を作ることである。これに 増えるという。 37万トンまでであり、3年後の2022年夏には満杯となる。日に17 によると汚染水はすでに 大量の汚染水を作ってしまった。 て 1 7 先ずすぐに着手すべきは、当初から指摘しているように、地下水が格 0トンの汚染水の発生を止めることができる。「凍土法」では 1 1 6万トンに達し、 敷地内にタ ンク を増設 0トン 7 程度 \$

地下水 窒素冷却方 の侵入をなくすれば、 式 や空冷方 式に移行もできる。 完全循環水冷却方式に切り替えることができる 11

へのこれ以上の拡散を防ぐためにも、 ないが。 これも当初 のように決 ここに閉 \otimes から指摘してきたように、労働者の被曝を軽減 じ込めてしまう方が良い。「全面 て、 建設時以上の大いなる儲け策としたい原子力 核燃料デブリなどは無理して取り出すの .策としたい原子力マフィ解体撤去方式」を唯一の Ļ 放射 性物質 アの意 0 方式 ではな 環境 は

0 汚染水 地 ならいくらでもできる。 0 増加 \mathcal{O} 貯 を阻止する前記 蔵 プ ルと、 その後の空冷式貯蔵施設のほかは広い空き地と原子炉や格納容器の解体などせずに墓標とすれ の方式はとらな い場合でも、 タン クの 増設は 空き地とな 第

や国民を馬鹿にしたようなことを言っている場合ではない。 ことを明確に主張すべきである。ノドグロは大好きだから、 原子力規制委員長や経産省に対し、 所管外で、 」と言ってのけたが、 個人的な見解」と強調した。しかし小泉氏は原子力防災担当相も兼務する。 この汚染水を「思い切って放出して希釈する他に選択 小泉進次郎環境相はこの原田発言については「(環境相) 福島県民や漁協の意向に沿って放水は禁止すべき 一緒に食おうなどと漁民

県外に運び出されることが約束されている。その最終処分場建設についての政府 福島第一の周辺には汚染土の「中間貯蔵施設」がある。この汚染土は3 の約束を守れるかどうかの節目を見届けることができる政治家だと思う」と答え 何の答にもなっていない。 ついて聞かれると、「30年後の自分は何歳か。発災直後から考えていた。 0年以 3 の対

を早急に減らすことが諸国に課せられている。日本政府は総論で賛成するかに見せな語った。いま気候変動問題で取り組まねばならない課題は大きい。二酸化炭素の排出 がら、実際には欺瞞に満ちている。 国連の 気候行動サミットで小泉氏は「環境問題にはセクシー に取り組 to べきだ」

安倍の日本はこれに含まれていない。 ガス排出を実質ゼロにする目標を掲げた国は77カ国となったが、トランプの米国と 国連のグテレス事務総長によると、 国連の求めに応じて2050年までに温室効果

浪費され、 廃棄物等が累増するからだけではない。核分裂エネルギーの7割は海水を温め まず原発を全面停・廃止することが急務である。 二酸化炭素より直接的に地球を温暖化させているからであ 処分しようのな V) 高レ ベル放射性 いるのに

原発廃止のためには一時的に石炭火力も必要だったといえる。

置づけ、 火力の中でも二酸化炭素の排出量が格段に多い石炭火力を、 し、原発の再稼働を促し、建て替えまで含ませている。他方では石炭を26%として、 しかし日本政府の『エネルギー基本計画』では、 長期的稼働と新増設をも予定している。 2030年で原発20~22%と 相変わらず基幹電源と位

しない。 追求に忙しく、 潜在的にも実用的にも日本は洋上風力の宝庫であるが、日本独占資本は目先 て、 「セクシーに取り組むべき」などと、〈言語明瞭、 世界諸国民を欺いていてよいはずがない。 温暖化対策に最も有効なこの自然エネルギーをさっぱり活用しようと 意味不明〉 な言葉ば の利潤 か りを

これは倅の 指導」でかんぽ生命保険の不正販売等を招く。流石に原発推進を今は反省しているが、 造業等への派遣を全面的に解禁し、非正規労働者を激増させる。大量破壊兵器のウソ でイラク攻撃したブッシュを真っ先に支持。 一郎氏は首相時代に独占資本のための「構造改革」を推進。 人気浮上のためもあるのではない 郵政民営化を強行し、 過剰ノルマ「恫喝 派遣法改革で製 原

労使協 調、 そして新しい産業報国会へ

ー連合方針についてー

労働戦線の右翼的再編成から30年

弱くなり、 労働戦線再編から30年、 生活は絶対的に下がった。 労働運動、 労働者生活になにが起きたか。 労働運動 の力は

たことによっても示される。 生産様式ーの とする労資協議。 労戦再編で連合が生まれた。連合の路線は政策・制度そして生産性3原則を「条理」 "安定装置"とみなす。 労働者の力を引き出さない。権力者は連合を体制ー資本主義という 連合結成時、 時の首相は「抱擁したい」と述べ

争から、 02年日経連を経団連に吸収した。これは権力者が連合を、 "体制維持装置"と考えていることに他ならない。 労戦再編成は1989年、 労資の協調・連帯へ変わった。 政府・権力は2001年労働省をつぶした。 労資関係は階級対立にもとづく闘 「持続的発展」 財界は のための 2

連合の主力単産は己の産業・業種の維持・発展を第一とするJCと階級的労働運動 しい敵意を燃やす旧同盟(ゼンセンや電力総連等) である。

旧同盟路線が前面に

力を再構築していかなければならない〉 を求めてきた。今日の政治情勢を直視し、 を排し、民意が適正に反映されて、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立」 に出した。たとえば、〈連合は、『政治方針』にもとづき一貫して「左右の全体主義」 連合第16回大会(10月6~7日)方針は彼らのイデオロギー もう一度こうした原点に立ち返って、 (思想・世界観)

けだす。 としての資本主義賛美の言葉である。 アッシズム」と「社会主義」をいっしょにおき批判することが、 「左右の全体主義」ーこれはファシズム、社会主義のことーはだれでもわかる。 「健全な議会制民主主義」は少しばかりややっこしい、 社会主義批判の対極 彼らの反動性をさら 「フ

え方を、「国内においては新たな時代に相応しい生産性運動の深化をはかる」と記す。 会一まもる・つなぐ・創り出す」を時間をかけつくった。 連合は運動方針の根っ子にある考え方「連合ビジョン 働くことを軸とする安心社 大会方針は運動の基調の考

生産性運動 現代の宗教

「新たな時代に相応しい生産性運動の深化」とはなにか。 連合ビジ ョンはこう解説

る不断の努力であ の改善をめざす精神状態である。 「生産性とは、 ŋ, .神状態である。それは新しい技術と新しい方法とを応用なによりも精神の状態であり、既存するものの進歩、あ 人間の進歩に対する信念である。」 あるい しようとす 、は不断

デオ 生産性運動を資本主義という時代の倫理、 ロギ としてあらわれる。 正義 ・ 公 正・ すなわち宗教とする。 友愛なるからっぽ の協調思想である。 宗教は支配者の 1

るのは「働く者」、 ちなみに、連合大会方針には労働者、団結の言葉は一つも 電力総連等ーは、 団結には「連帯」である。 30年の年月をかけ、 階級闘争の考え方の芽を抜い 連合指導部ーその中心はJC、 な ν, , 労働者に対 U 八置され Aゼン

「不条理」と搾取

う情感に訴える言葉に変えた。 搾取がある、 利潤は不条理というムキダシの強制、暴力によっても追加される。しかし、 「最終報告」であった。最終報告は「不条理に対して闘う」と強調した。 その第一歩が、 労働者への「搾取」が利潤を生む。 連合が高く評価する2003年の外部有識者による連合評価委員会 搾取という言葉を、 「不条理」とい 資本のもうけ 根本には

例外ではなかった。ぼくは社会主義者、あるいはわが党は社会主義政党という活動家 人ひとりに階級対立を自覚させ、意識を高める労働運動―に全力をつくした活動家も 運動―階級的労働運動、つまり労働者を階級 「中に入って連合を変える」とした旧総評 ベーシック・インカムやMMCとかの空想に酔っ払い、 へ形成する運動、もっといえば労働者一 系の組合は、だまされた。 己を見失っている。 たたかう労働

剰余価: 労働者は労働力を売るのであり、労働を売るのではない 賃金とは労動力の価格、 値を与える人である。労働力は価値であり、 労働者とは労働力を全部あるいは一部でも売る人、資本に その使用価値が労働だ。 だから、

題にまで踏み込んだ。 連合の20年春季生活闘争基本構想(案)は、 でもある」と。 「賃金は労働の対価であると同時に、経済や社会基盤を支える 労働者階級にとって、根本的なこの

上が、連合の運動方針、 春闘構想(本誌№130 0前号参照) 0) 要点である。

自分の肩に頭をのせる

合機関紙の記事を見て感想を述べたのだろうが、こうである。 全国から仲間が報告を寄せてくれる。連合大会を報じた記事があった。 報告者は

・・,ょきまさないってもし、私たち自身がどう運動を拡げていくのかが問われてけるために、誠心誠意、前に向かっていくことを誓う」と決意が述べられました。前に進すたけれにカーテレー・・・・・・・・・・・・・・ 前に進まなければならない。このままの日本では破綻してしまう。 れました。そして、新たな役員の就任挨拶でも神津会長は るといえます。」〉 の構築につなげていくことのできるのが労働組合、改めて声を大にして叫 組合こそが世界を救う。 「冒頭挨拶で神津会長は富を生み出し、それを分かち合うことができ、 私たち連合はその先頭に立たなければならない」とのべら 「私たち自身が力をつけて 私たちが未来を開 いびたい て

この報告者の組合は、組合員に真正面から向き合って 資本の (たば) ねるのが神津さん。 奴隷となるだけである。 神津さんに期待し、「運動を拡げ いないと思わ れる。 れ」ばどうなる (滝野 そん な組

憲法第二十五条と資本家の基本的人権

―混迷の度を深める「普遍主義」(二の1)-

六、資本家(搾取をする者)に人権はあるか

われわれが先に検討対象として挙げた第二点目を検討しよう。

義者に仕立てあげられているわけである。 る。これら主張により、「反対派」は、憲法を理解できず、共闘を破壊する反立憲主 また各団体との共闘を困難にすることでもある、 に基づく当然の帰結であって、共産党・社民党・日弁連とも一致した考え方である、 したがって、「普遍主義」を否定することは、立憲主義そのものに反することであり、 第二点目というのは、金持ちと貧乏人とを区別しない「普遍主義」的な社会保障政 憲法が「個人」を尊重し「基本的人権」を「すべて」の国民に保障していること という主張(反対派への反論)

答弁)とまで言い出す始末である。 えない。・・・権利である以上、資本家も外すわけにはいかない」(先の党大会の集約 遍主義』は、私は当たり前と思っています。二十五条一項に『生存権』があります。 という「普遍主義的原則」であるとのたまい、加藤晋介副委員長にいたっては てる。千葉氏は、「社会保障制度の原則」は「誰でも、社会の構成員なら対象になる」 断言する者まで現われた。そして執行部はといえば、これを持ち上げ、さらに煽り立 あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけないのです」などと 本的人権は、性別や職業などの違いはもちろんのこと、所得や財産が多いか少ないか、 ・・・生存権というのは人権です。資本家に人権がないというのは、建前としても言 こうした執行部の主張に煽られ、党員の中には「憲法第二十五条をはじめとする基

連などは普遍主義的政策を掲げています」と論を展開する。 連の決議やら基調報告やらからいろいろと紹介を試みつつ、 な考え方に立つ」と大声を張り上げ、 弁連も同じ考えであるというのである。 また、これら論者たち(以下「論者たち」と略記)によると、共産党・社民党・日 他の論者たちもまたこれに雷同しながら、日弁 加藤副委員長は「日弁連も共産党も同じよう 「共産党や社民党、日弁

家や日弁連が言っているとなると、 て本当であろうか 周知のように、加藤副委員長は弁護士という法律の専門家でもある。 いかにももっともらしく聞こえてくるが、 こうした専門

七、生活保護法と憲法第二十五条

意味(真意)がよくわからず、 たちの論を何度か読ませていただいたが、「憲法第二十五条をはじめとする基本的人権 は金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけな 並持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけないの性別や職業などの違いはもちろんのこと、所得や財産が多い いなる戸惑い まず率直に告白させていただくと、実は本稿執筆に当たり、 おおいにとまどった。 です」ということの か少ないか、 あるい

ら第二八条にいたって規定されている「生存権」「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労 「憲法第二十五条をはじめとする基本的人権」というのは、 おそらく、第二五条か

こには明らかに「所得や財産が多いか少ないか」を「理由」にした「差別や制限」が すべき対象とされている「国民」というのは、「生活に困窮するすべての国民」であっ 素直に読めばわかるように、ここで**「憲法第二十五条に規定する理念に基き」保護** 論者たちがいうような、金持ちも貧乏人も含めた「すべての国民」ではない。 「給付を受ける権利」における不平等がある。

窮の程度に応じ、

生活保護法の規定

や職業などの違い」や

争も含めた廃止(ないしは第一条改正)運動を展開してきたはずである。しかし法施 争)に決起しなければならないだろうし、論者たちが「同じような考え方に立つ」とし 明白な違憲ということになる。論者たちは生活保護法廃止闘争(ないしは第一条改正闘 行以来七○年になろうかという現在にいたるまで、そのような話は聞いたこともない ているところの共産党・社民党(論者たちも含めた旧社会党)・日弁連もまた、裁判闘 生活保護法は憲法違反? とすると、論者たちの憲法論によれば、 生活保護法自体が

生活保護法をめぐる闘い

気を与えた闘いであった。その後も保護基準をめぐっては、 な支援体制がとられた。地裁では勝利し、 生活費)が憲法の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を満たしておらず、 めて貯めたわずかばかりの貯金を収入認定して保護費を減らすとか、 止に関する裁判闘争が展開され、その過程では、母子加算の廃止措置を撤回させたり 産党・総評などの各団体が結集して「朝日訴訟中央対策委員会」が組織され、 であるとして争った闘いである。原告の朝日茂氏は共産党員であったが、**社会党・共** は「朝日訴訟」(一九五七年~六七年)である。これは、厚生大臣の定める保護基準(最低 また、「働けるはずだ」と決めつけて保護の申請を受理しないとか、 のために使用していた自動車を処分するよう指導し、 しては、全国各地で一○○○人近くの原告が違憲訴訟を提起して闘っ また、 を廃止するとか、 生活保護をめぐっては、さまざまな裁判闘争が展開されてきた。 そのうちの少なくない事案が勝利 二〇一三年以降のかつてない率での保護基準(最低生活費) こうした申請権 高裁と最高裁では敗れたが、多くの人に勇 ・受給権の侵害に対 そして厚生労働省も それに従わなかったことを理 老齢加算や母子加算 身体障碍者が通 保護費を切り詰 はじまり の切り下 ている。 全面的 違憲 の廃

て て受けられないでいることを、憲法第二五条違反として争ったものであって、 すものとはなっていないことや、保護を「必要」とする人々が受ける権利を侵害され 争ったものではまったくない。 残念であろうが生活保護法第一条が保護の対象者を「生活に困窮する」 金持ちには道を閉ざしていることを取り上げて、これを憲法二五条違反とし しなべて、 生活保護基準(最低生活費)が人間としての「必要」を満た 国民に

こと、 カーの増員と専門性の確保、費用の全額国庫負担などである。 受給できているか)を定期的に調査・公表してその向上に努力すること、 自立しやすい生活保護とすること、生活保護の捕捉率(要件該当者のうちどれだけが 業に限定した形ではあるが支援を行なうようにして、ワーキングプアが利用しやすく ようにして民主的コントロールを確立すること、収入が保護基準(最低生活費) を明記すること、 まいとする「水際作戦」を不可能にするために「申請権を侵害してはならない」こと 発表している。それらの内容を要約的に列挙してみれば、法律の名称を「生活保障法」 護法改正要綱案」を発表し、また、 ・三倍未満であれば、 に変更して生活保護への誤解やスティグマ 日弁連の主張 保護の基準 では日弁連はどうだったであろうか。 保護開始決定前における扶養義務者への通知義務付け等を削除する (最低生活費等) 資産がどれだけあるかを問うことなく、 二〇一九年にはそれを若干補正した「改訂版」を は厚生労働大臣が定めるのではなく国会で定める (恥辱感) をなくすこと、 日弁連は二〇〇八年に「生活保 教育・住宅・医療・生 保護を申請させ ス の 一 ワ

として確立していこうとするものである。 とするようになったときには誰もがきちんとした内容の保護を受けられることを権利 言としてはもちろんのこと、将来的な方向性の提言としても一切ない。 な社会保障給付制度に転換していくことを提言するような文言も一切ない。 して問題視するような文言はないし、これを「すべての国民」に改正して普遍主義的 条が保護の対象者を「生活に困窮する」者に限定していることを憲法第二五条違反と 綱案」のどこを探しても、論者たちにはまたしても残念なことではあるが、 いずれも大変重要な提言であるが、これらの内容は、 そして、 この日弁連の「生活保護法改正要 すべて、生活保護を 緊急の提 同法第一

?、生活保護法第一条と資本家

資本家階級の基本的人権を侵害するのだろうか。 のように侵害するというのであろうか。 を戻そう。金持ちに対して「給付を受ける権利」を制限する生活保護法第一条は、 侵害するとして、 いかなる権利をど

うことである。「てめえ、かつては資本家だったじゃねえか」という理由で差別するこ 断たれてしまったというのであれば、 であったとしても、資本家どうしの戦いに敗れてすべて 「給付を受ける権利」はっきりさせておきたいのは、 されない。 基本的人権が保障されているとはそういうことである。 当然にも生活保護を受ける権利を有する、 の財産を失い ついこの前までは資本家階 収入の途をも 憲法第十四 とい

条第一項が規定するとおり、「すべて国民は、法の下に平等」なのであって「人種、信 「包括的人権」といわれるものであり、あらゆる人権の基礎にあるものである。 社会的身分又は門地」によって「差別されない」のである。この第一四条

存権)が侵害されたことになるものでもまったくない。 まで、生活保護を受けることはできない。また、できないからといって基本的人権(生 だが資本家階級のままで、すなわち搾取を基礎に有り余る財産と収入を所持したま

本的人権を侵害されてなどいないのである。 要」な保障を受けられないということがあってはならないが、「必要」としていない者 ともそういうことであって、それ以上でもそれ以下でもない。「必要」とする者が 国にはそれを保障する義務がある、ということである。憲法第二五条が定めているこ が、「必要」とするときに「必要」な保障を「必要」な範囲で受けられる権利を有し、 に「必要」でない給付をすることまで国に義務づけるものではない。 考えてみれば、およそ社会保障とはこのようなものである。つまり、「すべての 資本家階級は基 .. 必

こととは、同じコインの表と裏の関係にあるのである。 そ、**ベーシックインカムの主張そのもの**なのである。思い起こしていただきたいが、 家階級の権利を侵害する憲法違反だということにならざるを得ない。そして実はこの ベーシックインカムが提起された一昨年の大会議案では次のようになっていたのであ 持ちか貧乏人か等々」にかかわらず、すべての人に「平等」な給付を求めるこの主張こ 立場、すなわち、生活保護法を廃止して、「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金 ・インカム』を導入し、・・・金持ちにも貧乏人にも・・・月額一〇万円程度を給付します。」 すなわち、「そこで、 の主張に共通 生活保護法を廃止することと、それにかえてベーシックインカムを導入 だが論者たちの憲法論からすれば、生活保護法はあきらかに 生活保護も年金も制度として一体化したうえで『ベーシック 資本

書く方としてはおおいにとまどってしまったわけである。 論者たちは「ベーシックインカムは研究課題」で逃げ切ろうとしているようだけれ イロハのイの憲法論においていともあっさりと馬脚を現わされてしまったの

とは憲法違反であり、党の方針にも反し、共闘関係をも困難にするものである、云々。 必要がある、これら普遍主義的政策は、憲法第二五条をはじめとした基本的人権の当 共有するものであるかどうかを検討しながら、 弁連とも一致した考え方である、これら支給や無償化に当たって所得制限を設けるこ ようにし、また、医療・保育・教育などの無償化についても所得制限なしで実施する 障年金」や「子ども手当」について、対象者の所得制限なしに一律に同額を支給する かったのであろうと推測させていただいたうえで進めたい。 合って検討を行なってみよう。 のだけれど、それではあまりにも論者たちに失礼なので、今しばらくその議論につき 「普遍主義」そして綱領の中期政策 本当はもう、ここで話をおしまいにしてもよ まず日弁連、そして共産党・社民党が、 また党の中期政策とも合致するものであって、共産党・社民党・日 その際、 おそらく論者たちは次のようなことを言 論者の主張全体を検討していこう。 論者たちのいう意味での普遍主義を すなわち、当面、「最低保

日弁連は「普遍主義者」か?

―混迷の度を深める「普遍主義」(二の2) ―

T、「必要」とする人はだれもがもれなく

してしまっている部分については復元しながら、見てみよう。 う文言は、 と同じだ」という。だが、 つばかりの「基調報告」やら「決議」を持ち出して、断片的な引用を行ない、「俺たち 論者たちは、日弁連が 論者たちのいうような意味で言われているものではない。 「普遍主義」ないしは「普遍的」という文言を使ってい 以下見るように、これらで使われている「普遍主義」とい 論者たちが省略

づく医療・年金・介護」という文言がある。これは何のことであろうか。 一三年)である。 たとえば、日弁連の「貧困と格差が拡大する不平等社会の克服を目指す決議」(二〇 そこに「社会保険中心主義から転換した税財源による普遍主義に基

れる。 生労働省。) 付」がリンクする。「納付」に応じてしか「給付」は受けられないのだ。国民健康保険 康保険(市町村)の財政状況等について」「平成三〇年度の国民年金の加入・ 口だが、普通徴収分を見ると一一・八%となっている。(数値は「平成二九年度国民健 に全額負担を強いられる。滯納率は、さすがに賃金や年金からの天引き分に限れ いても同じようなことが言える。滞納が一年を超えると、介護サービスを利用する際 る障害基礎年金が受け取れない可能性もある。 があればその分将来の給付が減らされるし、六五歳前に障碍を負ったときに受け取れ り上げられた世帯は全体の○・九%、約一七万世帯に上る。 であれば、滞納が一年を超えると保険証が取り上げられ、窓口では全額負担を強 のである。 ここでいう「普遍主義」は「社会保険中心主義」の対抗概念として言われているも 状況について」「平成二九年度介護保険事業状況報告書」による。 国民健康保険料を滞納している世帯は全国平均で一四・五%、うち保険証を取 どういうことかというと、社会保険も「保険」である以上は「納付」と「給 滞納率は三一・九%だ。 国民年金も同様だ。 いずれ 介護保険につ ŧ 作 保険料納 成 ばぜ は 未納 厚

ある。そういう意味での「普遍主義」なのである。 す決議」 とができるように、税を財源とした制度に改めなければならない、 「決議」の表題を見ていただきたい。「貧困と格差が拡大する不平等社会の克服を目指 ·を納めた人だけではなく**「必要」とする人の誰もがもれなく「普遍的」に**受けるこ つまり、 である。 ここで日弁連が主張しているのは、「医療・年金・介護」に 資本家にも人権があるなどという「普遍主義」ではな もう一度この文言が含まれている ということなので つい のであ ては

十一、″必要としている人〟にもれなく「普遍的」に

足る最低賃金、失業中の所得保障、 低所得世帯への家賃補助、 い人間らしい生存を確保し得る所得保障」と題して、人間らしい生存を確保し得るに また、日弁連の 「普遍的」という文言が出て来る。この基調報告では、「生涯にわたる、 「二〇一一年人権擁護大会」におけるシンポジウムの などといったもろもろの 家族関係手当、最低保障年金、 「所得保障制度」 障がい者への年金、 が列挙されたう 「基調報告」 もれのな

していこうというものであったこと、こうしたことを想起していただきたい には誰もがスティグマをいだくことなく生活保護を受けられることを権利として確立 るように てその内容はといえば、 日弁連はこの時点で前出「生活保護法改正要綱案」を発表しているということ、 中ではこのことは伏せられている。)あわせて、この生活保護制度については、すでに ついて言われているということを確認していただきたい。(論者たちの断片的な引用 最後の方で「普遍的」という文言が出て来るが、まずはこの文言が生活保護 しようなどというものではまったくなく、「生活に困窮する」にいたった場合 生活に困窮する人もしない人も「すべての国民」が受けられ そし \mathcal{O}

バ 帯に対する家賃補助も含むもろもろの所得保障制度をもってしてもなお捕捉しきれな 部分を補完する最後の砦であり、 ーするものでなければならない、ということなのである。 つまり日弁連がここで言おうとしているのは、生活保護制度というのは、 保障が必要となった人をもれなく「普遍的」に 低所得世 力

保障制度は、誰もが普遍的に享受できるものである」という文言もあるが、これも当 と言っているのではけっしてないのである。今しがたの ある。論者たちのように、「金持ちも貧乏人も差別なく」などという意味で「普遍的」 ければならないという文脈のなかで、「普遍的」という言葉を使っているということで 保障を必要としているすべての人を誰一人としてもれることなくカバーするもの 総じて言えることであるが、日弁連にあっては、 などという意味ではまったくない。 必要な時には「誰でも」という意味であって、 およそ社会保障制度というも 必要があろうがなかろうが 「基調報告」の中には「社会 「誰で でな

十二、子は親と独立した一個の人格

する」といった提言を行なっている。 を維持発展させる」、あるいはまた「子どもの保育や教育に関する普遍的な施策を拡充 育て世帯に対する所得保障としては、収入の多寡を問わない普遍的な子ども手当制度 い議論をする。たとえば今の「基調報告」の中では、「保育・幼児教育については・・ 利用料の応能負担を維持するだけでなく、その無償化を目指し」とし、さらには「子 ただ一点だけ補足しておくと、日弁連は、 子どもについては論者たちと一見やや近

利を認めよう、という考え方である。たとえ親の所属階級等がどうあろうとも子ども はそれとは別な人格であり、「将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学 背景にある考え方は、ひとつは、子どもを親とは独立した一個の人格としてその権 事物を知り、これによって自らを成長させること」を「生来的権利」とする主 ということである。 (第二次教科書訴訟における東京地裁判決参照。)

もうひとつは、 国連の 「児童の養育及び発達」 「児童の権利に関する条約」を批准 0) 「第一義的な責任」を負う「父母」等 (一九九四年) したこと

して「適当な援助を与えるものとする」ことが明確化されたことである。 の父母に対する責任であるとともに「児童」に対する責任でもある。

いしは 利に主眼を置いたものであることは明らかである。 背景もあると言えるだろう。そして、日弁連が子育て支援分野において、「無償化」な 教育の無償化や児童の医療費の無償化、さらには幼保無償化(ゆがんだ形ではあるが) とは独立した人格である子どもへの援助という性格をあわせ持つのである。 :、税制の不公平をそのままにした状態でも比較的進みやすいというのは、こうした このように、子育て支援関係の給付ないし無償化は、親への援助の形をとるが、 「所得制限 のない手当給付」を提言するときも、 その趣旨は、子ども自身の権 一般に、

制限 ついてまで、 のである。 のない手当給付」を提言したからといって、それ以外の分野における金銭給付等 ってまた、子育て支援関係において日弁連が そのことは、 同様の主張を「普遍主義」という言葉に込めて行なっているとは言え ここまで見てきたことからも明らかであろう。 全面. 無償化」ないしは 「所得

(つづく

者 か 5 \mathcal{O} お たよ り **◇**

員の勤務評定反対闘争の「子供を守る歌」にも顕れていると。とても良い歌を知る事が出来ました。 を、多くの労働者達と共に、肩を組んで進んでいきます。 ラダイムの変換の時代を迎えると、マルクスの唯物史観は教えています。こうした素晴らしい時代 底」を演奏出来ることを大変幸わせに思っています。いよいよ「資本論」にあるように、資本主義 底」を演奏して以来、灰原さんを送る会に二度目と、今回で三度目の資本主義の終末期に、また「地 今後とも貴誌のご発展を祈ります。私は、資本主義の発展期に、社青同の青年文化センターで、「地 三度目の「地底」演奏 今回は、頁を割さいて (№1300号の読者欄に)掲載いただき感謝です。 の若さで胃癌で亡くなった 作詞作曲者の荒木栄氏。彼の意志 意想は沖縄返還運動・砂川闘争・教 気に満ちた闘いで 平和の砦 かためよう かためよう」。 を差しのべよう(俺たちは栄えある三池炭鉱労働者)弾圧を恐れぬ不敵の心真実の敵打ち砕く わせの炭鉱労働者。あと、スクラムを捨てた仲間憎まず真実の敵打ち砕く 自信に満ちた 戦い 『地底の歌』 歌詞の中に、「祈りにも似た『ご安全に』と妻から夫に手渡す 弁当の件、 生産と消費が桎梏に成った時代を迎え、この経済状況自身が多くの大衆の意識を変化させ、 伴奏はピアノかアコーディオンとシンプルな男性合唱、アレンジバージョンもある様です。 霜月の 真昼の天空(そら) は 澄みわたる 青空ひろく 涯まで続き (東京 兼子千栄子) 津田沼での『地底の歌』の練習を聴いて・・とありましたので、ユーチューブで拝 心を打たれ(涙)ました。1962年、38歳 (合唱指導&京成吹奏楽団 鈴木賢二) いつも『死』と隣り合 の手 勇

コスモスの揺れる むこうに 兜太かな 金子兜太に出会い、聞けば国労の選者であり、岩井事務所へも。樋口君に聞いて、

シニア大学で俳句の会に入り(入会、鉛筆一本でという不遜な気持ちで入った)

80の手習い

向坂先生 本格的訳業 長野在住三年が過ぎ、元気で当年83歳 三 序文」の引用個所(いわゆる唯物史観の公式)を、 投稿、明日の友社 佳作に入りビックリ。80の手習い、 昨日は和氣先生のお手伝いで、戦前のマル・エン全集からの「『経済学批 近況報告です。 向坂訳の新潮社版選集のそれと、 笑ってください。私も まさか笑えます。 (菅原須摩子) 入れ替える

作業をしました。作業に当たり、これを何回か読みなおしました。向坂先生は、戦前から多くの訳

比べ、気が付いたことがありまして、自分としては「理解」が深まったつもりです。目下、 訳を読んでいると、これに対する我々の側からの説明ができると思いました。 会変革」=「社会主義革命」を目指しているわけではないように感ずるのですが、新潮社版の向坂 を肯定的に考え、このなかでの改革すなわち改良をめざしているのであって、そうした意味で「社 は「市民社会」と呼び、社会に矛盾は感じてなんとかしようとしているわけですが、「市民社会」 れの暮らす社会は、「ブルジョア社会」でありますが、多くの方は、 業に携わられましたが、最後にされた本格的訳業は、この選集版の『経済学批判』ということです。 潮社版と戦前の改造社全集版、 現在の岩波文庫版、国民文庫版、 特に市民運動をしている方々 大月書店全集版、等々と読み

線などで、削られ脆弱して危険極まりない、絶対に老朽原発をうごかしてはならない。私たちが運 遂行する上で勉強する必要に迫られ、少しく勉強しています。 ありません。「自由、平等、友愛」のフランス大革命の、その中身の研究ということが求められて 言』にも触れられています。)を再考してみたい気持ちでいっぱいです。・・・、が、今はその時間が 動を続ければ若狭湾の原発は必ず廃炉まで行ける」旨の提起を受けました。その後、11キロ先のゴ える会木原壯林さんから、わずか8分ほどでしたが、「40年を過ぎるような原発は、内部は、 市会議員の姫路市共産党市議谷川まゆみさんから激励あいさつを受けた。その後、 電本店ルート」初日が始まりました。10時きっかりに集会を始め、司会・主催のあいさつ後、姫路 姫路から関電本店までリレーデモ いると思います。戦前、河合栄治郎と向坂・大森の間での「自由主義論争」を、目下の「仕事」を こうした点も、市民革命であるフランス大革命から230年の今年、 ルJR曽根駅目指し、歩き始めた。以下、参加者からの行進中の感じたことなどを集めた。 スタート 昨日は、デモには抜群の快晴のもと「姫路~関 1789年の大革命(『宣 (信州松本 若狭の原発を考

明日も続く、完結目指して頑張ろう。 大半が「それなりに理解してくれている」感じと言っていました。今日の参加者は、46名でした。 振ってくれたのは元気が出た」「バスの乗客も昼間で少しでしたが、じっと様子を見ていた」など、 「生コンミキサー運転手が手を振ってくれた」「若いスポーツカーの男性2人が信号待ちの時手を 「信号待ちで止まっている車に手を振ると向こうの方から手を振ってくれた車が2~3台あった」 (脱原発はりまアクション 菅野逸雄)

こへ来て我が家のりんごも枝ズレ、打撲傷が目立ってきました。いよいよ15日から収穫開始です。 るようにしたいと思っています。 年4月21日と4月27日付で直筆です。 レジメのとおりです。鉄道退職者の会新得支部総会の会報送ります。会員が少なくなっています。 **故灰原茂雄さんからの手紙(速達)** 全道庁労連十勝総支部の「平和学習会」報告、遅れています。 に重ねてお見舞い申しあげます。長野県の被災状況はテレビ等でおおきく報じられていますが、こ 019年11月15日)は、長野県小海町松原高札バス停横の丸型郵便ポストです。(長野 防衛費の増大よりも防災に 資料を整理していたら、故灰原茂雄さんからの手紙(速達)を発見、改めて見ました。 改めて防衛費の増大よりも防災にお金を注ぐべきです。今回の思い出の郵便ポスト№160(2 台風19号は全国に大きな被害を及ぼしました。被災された皆さま 国鉄闘争の総括に関わる手紙だと思っています。手紙を分か (北海道新得 佐野周二) 山浦隆芳) 1 9 8 8

ルシェ期間中に会場に来店された方は、 皆さんと共に蕎麦の里で音威子府名物のそば・羊羹の販売を行いました。3日間で延べ2500人 **北海道の秋最大イベント** 北海道の秋の最大イベント「食ベマルシェ・オータムフェスに出店」 お客様においで頂き、用意した蕎麦・羊羹を完売することが出来ました。主催者によると食べマ 9月14日~15日の3日間、 旭川で道北最大イベント食ベマルシェが開催されました。観光協会の 100万人を超えたそうです。

[『ecoおといねっぷ通信』2019(冬号)]